

新潟市小須戸武道館及び新潟市小須戸体育館使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、新潟市小須戸武道館及び新潟市小須戸体育館の使用料の徴収を平成27年4月1日から平成31年3月31日までの期間、次のとおり委託したので、同施行令第158条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

平成31年1月18日

新潟市長 中原 八一

徴収事務を行う体育施設の名称及び位置		徴収事務受託者
名称	位置	
新潟市小須戸武道館	新潟市秋葉区横川浜 239 番地 1	新潟市中央区東堀前通 6 番町 1061 番地 秋葉区スポーツフィールド運営グループ 代表団体 環境をサポートする株式会社 きらめき 代表取締役社長 山田 茂孝
新潟市小須戸体育館	新潟市秋葉区横川浜 526 番地 2	